

東京女子医科大学河田町キャンパス消防計画

第 1 章 総 則

第 1 節 目的及びその適用範囲

(目 的)

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条第 1 項（東京都火災予防条例第 55 条の 3）、第 36 条及び共同防火・防災管理協議事項に基づき、東京女子医科大学の防火・防災管理についての必要事項を定め、火災、大規模地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減、二次的災害発生の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この計画の適用範囲及び管理権原の及ぶ範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本学勤務者、入院もしくは通院し、または出入りするすべての者とする。
- (2) 防火・防災管理業務の一部を受託している者
- 2 危険物製造所等については、別に定める危険物管理予防規程等によるものとする。
- 3 管理権原の及ぶ範囲は、別図 2 に明示する部分とする。

第 2 節 防火・防災管理業務の一部委託について

(委託者と受託者の契約)

第 3 条 管理権原者は委託を受けて防火・防災管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）と防火・防災管理業務の適正化を図るため、請負契約の内容を別表 1 5 「防火・防災管理業務一部委託契約書の内チェック表（管理権原者の自己チェック表）」のとおり自己チェックする。

(委託者からの指揮命令及び委託者への報告等)

第 4 条 受託者は、この計画の定めるところにより、管理権原者、統括防火・防災管理者、統括管理者（自衛消防隊長）の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

- 2 受託者は、受託した防火・防災管理業務について、定期的に統括防火・防災管理者に報告しなければならない。
- 3 防火・防災管理業務の委託については、別表 1 4 のとおりとする。
- 4 管理権原者は、防災センター管理計画に基づき一部委託契約方法が確実に遵守されるように行うものとする。

第 3 節 管理権原者及び防火・防災管理者の業務と権限

(管理権原者の責任等)

第 5 条 管理権原者は、理事長とし、学内の防火・防災管理業務について、すべての責任を負うものとする。また、自らの防火・防災管理についての知識・認識を高めるため、防火・防災等に関するセミナー等に参加するものとする。

なお、階段、通路等の共用部分等の管理についても、責任を負うものとする。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火・防災管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火・防災管理者（以下「統括防火・防災管理者」）として選任して、防火・防災管理業務を行わせるものとする。
- 3 管理権原者は、防火・防災管理体制を強化するため、統括防火・防災管理者とは別に病院部門・大学部門・本部その他部門の3部門に防火・防災管理者（以下「各部門の防火・防災管理者」）をおき、これを統括防火・防災管理者に統括、調整を行わせるものとする。
- 4 管理権原者は、統括防火・防災管理者が消防計画を作成（変更）する場合、火災対応及び大規模地震対応等必要な指示を与えなければならない。
- 5 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修するものとする。
- 6 管理権原者は、協議会構成員として、学内全体の安全性を高めるように努めるとともに、定期に開催される東京女子医科大学共同防火・防災管理協議会に参加するものとする。
- 7 管理権原者は、防火・防災管理を防災センター及び防災保安部と有機的に連携して行い、防災センター及び防災保安部を中心とした防火・防災管理体制を確立し、維持しなければならない。
- 8 管理権原者は、防災センターに設置されている総合操作盤等の機能に応じた防災センターを中心とした自衛消防組織の設置及び自衛消防活動体制とそれを維持する為の全ての権限をもち、その責任を負うものとする。

（統括防火・防災管理者及び防火・防災管理者）

第6条 統括防火・防災管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成および変更
- (2) 自衛消防組織に係る事項
- (3) 消火、通報、避難誘導、建物内の被災状況などの訓練の実施
- (4) 火災予防上の自主検査・点検の実施と監督
 - 消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設、火気を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）等の検査・点検を実施し、不備欠陥箇所のある場合は改修促進を図る。
- (5) 大規模地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施と監督
 - 防災設備および避難設備等の検査・点検を実施し、不備欠陥箇所のある場合は改修促進を図る。
- (6) 地震発生時における家具類等の転倒落下防止措置
- (7) 防火対象物および防災対象物の法定点検の立会い
- (8) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (9) 改修工事など工事中の立会い及び安全対策の確立
- (10) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (11) 収容人員の適正管理
- (12) 従業員に対する防火・防災教育の実施
- (13) 防火責任者、防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督
- (14) 管理権原者への提案や報告
- (15) 放火防止対策の推進
- (16) 災害活動の拠点となる防災センターに災害活動上必要な情報を集約する。
- (17) その他

- 2 各部門の防火・防災管理者は、この計画の作成及び実行について、統括防火・防災管理者を補佐し、各部門の建物に関わる次の業務を行う。
- (1) 消防計画の作成および変更に対する提案・助言
 - (2) 自衛消防組織に係る事項
 - (3) 消火、通報、避難誘導、建物内の被災状況などの訓練の実施
 - (4) 火災予防上の自主検査・点検の実施と監督
消防用設備等、建物、防火施設、避難施設、電気設備、危険物施設、火気を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）等の検査・点検を実施し、不備欠陥箇所のある場合は改修促進を図る。
 - (5) 大規模地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施と監督
防災設備および避難設備等の検査・点検を実施し、不備欠陥箇所のある場合は改修促進を図る。
 - (6) 地震発生時における家具類等の転倒落下防止措置
 - (7) 防火・防災対象物の法定点検の立会い
 - (8) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
 - (9) 改修工事など工事中の立会い及び安全対策の確立
 - (10) 火気の使用、取扱いの指導、監督
 - (11) 収容人員の適正管理
 - (12) 従業員に対する防火・防災教育の実施
 - (13) 防火責任者、防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督
 - (14) 統括防火・防災管理者への提案や報告
 - (15) 放火防止対策の推進
 - (16) 災害活動の拠点となる防災センターに災害活動上必要な情報を集約する。
 - (17) その他

第4節 消防機関との連絡

（消防機関との連絡）

第7条 管理権原者等は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 防火・防災管理者選任（解任）届出
統括防火・防災管理者を定めたとき、又はこれを解任したときに管理権原者等が届け出ること。
- (2) 消防計画作成（変更）届出
消防計画を作成したとき、又は次に掲げる事項に該当したときに統括防火・防災管理者が届け出ること。
 - ア 管理権原者又は統括防火・防災管理者の変更
 - イ 自衛消防組織に関する事項の大幅な変更
 - ウ 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火・防災上の構造の維持管理に関する事項の変更
 - エ 防火・防災管理業務の一部委託に関する事項で次に掲げる内容の変更
 - ① 受託者の氏名及び住所
 - ② 受託方式
 - ③ 受託者の行う防火・防災管理業務の範囲
 - ④ 受託者の行う防火・防災管理業務の方法

(3) 自衛消防訓練実施の通報

自衛消防訓練を実施するときは統括防火・防災管理者があらかじめ消防機関へ通報すること。

(4) 禁止行為の解除承認申請

裸火の使用又は危険物品の持込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするときは、管理権原者、統括防火・防災管理者が確認をしたのち申請すること。

(5) 総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書を1年に1回、管理権原者及び統括防火・防災管理者が確認をしたのち報告すること。

(6) 防火対象物定期点検報告書及び防災対象物点検報告書を年に1回報告することとする。

(7) その他

建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に連絡するとともに、法令に基づく諸手続きを行うこと。

(防火・防災管理維持台帳の作成、整備及び保管)

第8条 統括防火・防災管理者は、前条で報告又は届出した書類及び防火・防災管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火・防災管理維持台帳を作成し、整備及び保管しておくものとする。

第5節 防火・防災対策委員会

(防火・防災対策委員会)

第9条 防火・防災対策業務の適正な運営を図るため、防火・防災対策委員会を設置し、事務局を防災保安部のもとに置く。

2 防火・防災対策委員会の構成メンバーは、別表1のとおりとする。

3 管理権原者は、必要に応じて構成メンバー以外の者を委員会に出席させることができる。

4 委員会は、5月と11月に定期に開催し、次の場合は臨時に開催する。

(1) 社会的反響の大きい火災、地震などによる被害発生時

(2) 統括防火・防災管理者などからの報告、提案により管理権原者が会議を開催する必要があると認めた時

5 防火・防災対策委員会の主な審議事項

(1) 消防計画の変更に関すること。

(2) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。

(3) 自衛消防組織及び装備等に関すること。

(4) 自衛消防訓練の実施に関すること。

(5) 工事等をする際の火災予防対策に関すること。

(6) 防火・防災上必要な教育に関すること。

(7) その他、防火・防災管理に関すること。

第2章 予防管理対策

第1節 日常及び定期に行う災害予防

(予防管理組織)

第10条 予防管理組織は、災害予防のための組織と自主点検・検査を実施するための組織とする。

(火災予防のための組織)

第 11 条 災害予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、統括防火・防災管理者を中心に、各部門の防火・防災管理者のもとに、担当する建物ごとに防火責任者、担当する建物の階ごとに防火担当責任者、担当する部屋・区域ごとに火元責任者をおくこととし、別表 2 のとおり定める。

2 災害場所の自衛消防地区隊の初動対応はもとより、建物全体の初動対応は防災センター勤務員を中心として行うこととし、平素から災害時における一連の活動に備える。

(防火責任者の業務)

第 12 条 防火責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当する建物内の防火担当責任者および火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 各部門の防火・防災管理者の補佐および代行

(防火担当責任者の業務)

第 13 条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当する階の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 防火責任者の補佐及び代行

(火元責任者の業務)

第 14 条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理に関すること。
- (2) 担当区域内の建物、火気設備器具、電器設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 災害時における火気設備器具の安全確認に関すること。
- (4) 別表 3 『自主検査日常チェック票』の検査の実施に関すること。チェックは、毎日終業時に行う。
- (5) 防火担当責任者の補佐及び代行

(受託者の業務)

第 15 条 受託者は、学内を定期的に巡回し、別表 3 の項目及び災害予防上の安全を確認するとともにその結果を業務日誌に記録し、統括防火・防災管理者に報告するものとする。

(定期に自主点検・検査を実施するための組織)

第 16 条 自主点検・検査を実施するための組織は、消防用設備等、建物、火気設備器具及び電器設備等について適正な機能を維持するため、定期に点検・検査を実施するものとし、各点検・検査員を別表 5 のとおり定める。

(建物等の自主検査)

第 17 条 建物等の自主検査は、別表 5 の「自主検査チェック票（定期）」に基づき、別表 4 に定める各点検・検査員が確認するものとし、実施時期は、6 月と 10 月、3 月の 3 回とする。

(消防用設備等の自主点検)

第 18 条 消防用設備等は法定点検のほかに、自主点検を実施するものとする。

- (1) 自主点検は、別表 6 の「消防用設備等自主点検チェック票」に基づき、別表 4 に定める各点検・検査員が点検するものとする。
- (2) 実施時期は、6 月と 12 月とする。

(3) 統括防火・防災管理者は、消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても合わせて確認するものとする。

(4) 統括防火・防災管理者は、点検結果を確認するものとする。

(共用部分等の検査)

第 19 条 消防用設備等、建物、防火・避難施設（共用部分）の自主点検・検査は、建物所有者が実施するものとする。

(防火・防災対象物の法定点検)

第 20 条 防火対象物及び防災対象物の法定点検は、設備点検業者に委託して行うものとする。

2 統括防火・防災管理者は、防火対象物及び防災対象物の点検実施時に立ち会うものとする。

(消防用設備等の法定点検)

第 21 条 消防用設備等の法定点検は、設備点検業者に委託して、別表 7 の「消防用設備等点検計画表」により行うものとする。

2 統括防火・防災管理者は、消防用設備等の点検実施時に立ち会うものとする。

3 統括防火・防災管理者は、点検結果を確認するものとする。

(建物等の定期調査)

第 22 条 建物等の定期調査を実施し、建物の維持管理に努めるものとする。

2 統括防火・防災管理者は、建物等の定期調査実施時に立ち会うものとする。

第 2 節 報告等

(点検検査結果の記録及び報告)

第 23 条 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に統括防火・防災管理者に報告するものとする。

但し、不備・欠陥部分がある場合は、すみやかに統括防火・防災管理者に報告するものとする。

2 統括防火・防災管理者は記録責任者を定め、点検結果の記録を管理するものとする。

(不備欠陥等の報告)

第 24 条 統括防火・防災管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。

2 統括防火・防災管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を作成するものとする。

(各部門の防火・防災管理者への報告)

第 25 条 統括防火・防災管理者は、自主検査、自主点検及び法定点検の実施結果を各部門の防火・防災管理者に報告するものとする。

2 各部門の防火・防災管理者は、不備・欠陥部分の改修計画、改修結果を統括防火・防災管理者に報告するものとする。

(建物等の自己検査等)

第 26 条 統括防火・防災管理者は、自衛消防隊の教育・訓練・資格・消防用設備等・防災設備等の点検方法及び各記録の検査責任者となり、防災センター管理計画に基づき実行されているか確認

するものとする。

- 2 統括防火・防災管理者は、防災センター管理計画が改善され、当該消防計画に変更が生じる場合には速やかに変更の届出を行うものとする。

第3節 火災予防措置

(火気等の使用制限等)

第27条 統括防火・防災管理者は、次の事項について喫煙および火気等の使用の制限を行うものとする。

- (1) 本学は、敷地内すべてを禁煙とする。(平成18年6月実施)
- (2) 火気設備器具等の使用禁止場所の指定

- 2 使用禁止場所は、ボイラー室、各厨房及び給湯室、検査・実験・研究室を除くすべての場所とする。

(臨時の火気使用等)

第28条 学内で、次の事項を行おうとする者は、統括防火・防災管理者へ事前に連絡し、承認を得るものとする。

- (1) 指定場所以外で火気を使用するとき。
- (2) 各種火気設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。
- (4) 危険物の貯蔵、取り扱い、種類、数量等を変更するとき。
- (5) 改修工事等を行うとき。

(火気等の使用時の遵守事項)

第29条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 電熱器等の火気設備器具を使用する場合は、指定場所以外では使用するものとする。
- (2) 火気設備器具を使用する場合は、事前に設備器具を検査してから使用するものとする。
- (3) 火気設備器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用するものとする。
- (4) 火気設備器具を使用したあとには、必ず設備器具を点検し、安全を確認するものとする。

(施設に対する遵守事項)

第30条 統括防火・防災管理者、各部門の防火・防災管理者及び職員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他のために使用する避難施設
 - ア 避難の障害となる設備を設けないこと。又、諸物品を置かないこと。
 - イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
 - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に開錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- (2) 火災が発生したとき延焼を防止し、又は、有効な消防活動を確保するための防火施設
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
なお、防火戸の閉鎖位置と他の部分とを色別しておくこと。
 - イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

(避難場所図)

第31条 統括防火・防災管理者及び各部門の防火・防災管理者は、人命の安全を確保するため、各階に消防用設備等の設置図及び屋外へ通ずる避難経路を明示する。各建物からの一次避難場所を別図1のとおり作成し、自衛消防隊員並びに職員等に周知徹底するものとする。

(客席、避難通路の管理) 弥生記念講堂の場合

第32条 東京都火災予防条例第48条、第49条に定める基準に従い、客席及び避難通路を管理するものとする。

(収容人員の管理) 弥生記念講堂の場合

第33条 一時的に用途を変更し、混雑が予想される場合は、避難経路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置をとるものとする。

第4節 工事中の安全対策

(工事中の安全対策の樹立)

第34条 統括防火・防災管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を確立する。又、次に掲げる事項の工事を行うときは、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出るものとする。

- (1) 増築等で建築基準法第7条の6に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき
 - (2) 消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき
- 2 統括防火・防災管理者は、施工業者に対して次の事項を周知し、遵守させるものとする。
- (1) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること。
 - (2) 工事を行う者は、統括防火・防災管理者が指定した場所以外では、火気の使用等を行わないこと。
 - (3) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について定期的に統括防火・防災管理者に報告させること。
 - (4) 危険物などを持ち込む場合は、その都度、統括防火・防災管理者の承認を受けること。
 - (5) 放火を防止するために、資器材等の整理、整頓をすること。
 - (6) その他、統括防火・防災管理者の指示すること。

第5節 放火防止対策

(日常の放火防止対策)

第35条 統括防火・防災管理者および各部門の防火・防災管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

- (1) 敷地内及び廊下、階段、洗面所等の可燃物の整理、整頓又は除去を行う。
- (2) 出入り口の特定制と出入りする者に対する呼びかけ及び監視等の強化を行う。
- (3) アルバイト、出向、パート、委託社員など職員の明確化による不法侵入者の監視を行う。
- (4) 患者用トイレ等を職員と共用するなど監視の強化を行う。
- (5) 監視カメラ等の設置による死角の解消、及び、死角となる場所の不定期巡回監視体制を確立する。
- (6) 火元責任者又は最後に退室する者が、火気の確認及び施錠を行う。

- (7) 空室、倉庫等の施錠管理は、出入り口だけでなく窓にも注意し、人が入れない環境づくりを行う。
- (8) 休日、夜間等における巡回体制の強化と放置されている可燃物等の整理、整頓を行う。
- (9) 駐車場内にある車両の施錠の確認を行う。

(周辺で連続放火火災が発生した場合の対策)

第 36 条 本学の近隣で、放火火災が連続的に発生した場合は、前条によるほか、自衛を強化し、次のことを行うものとする。

- (1) 警備担当者は、学内外の巡視について回数を増やし、綿密に行う。
- (2) 各退室者は、施錠の確認を確実にを行う。

第 3 章 自衛消防活動対策

第 1 節 自衛消防組織

(自衛消防隊の設置)

第 37 条 管理権原者は、火災、地震その他の災害発生時に被害を最小限に止めるため、自衛消防隊を設置する。なお、自衛消防隊は、統括管理者（自衛消防隊長）を置き、本部隊及び地区隊に編成するものとする。

- 2 総合外来センター 1 階防災センター又は防災保安部に自衛消防隊本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 3 本部に本部長、統括管理者（自衛消防隊長）及び自衛消防副隊長をおく。
- 4 本部長等の指定は、次のとおりとする。
 - (1) 本部長は、東京女子医科大学理事長とする。
 - (2) 統括管理者（自衛消防隊長）には統括防火・防災管理者があたり、本部隊、地区隊を指揮する。
 - (3) 自衛消防副隊長には防災保安部次長又は防災課長があたり、統括管理者（自衛消防隊長）を補佐する。
 - (4) 統括管理者（自衛消防隊長）および自衛消防副隊長は、自衛消防組織の業務に関する講習課程修了者等の法定資格者がその任にあたる。
 - (5) 自衛消防隊には自衛消防活動中核要員を配置するものとする。
 - (6) 自衛消防活動中核要員は、自衛消防技術認定証を有する者をあてる。
- 5 自衛消防隊の編成及び主たる任務は、別表 8 のとおりとする。
- 6 管理権原者は、防災センター管理計画で定めた限界時間内に、災害活動が行える防災センター勤務員の体制を確保するものとする。
- 7 大規模災害時（東京都で震度 5 弱以上、首都圏・静岡・福島で震度 6 以上、本学施設の火災発生）は、総合外来センター 1 階 防災センターに災害対策本部を立ち上げる。
 - (1) 防災センター（防災保安部）が中心となり、各部門防火管理者に連絡する。
 - (2) 管理当直者（日直・夜勤看護師長）は連絡補助を行い、防災センターと連携する。
- 8 休日、夜間時において、新宿地区における震度 5 強以上の地震が発生した場合、原則として、教職員は、可能な限り自主的に出勤すること。又、各部門防火管理者の指示に従うこと。

第 2 節 権限及び任務

(本部長・統括管理者(自衛消防隊長)の権限)

第38条 本部長は、自衛消防隊が火災、地震及びその他の災害時での自衛消防活動又は訓練を行う場合、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

- 2 本部長は、統括管理者(自衛消防隊長)に対し、自衛消防隊の任務遂行に必要な、指揮、命令、監督等の権限を付与する。

(統括管理者(自衛消防隊長)等の任務)

第39条 統括管理者(自衛消防隊長)は、本部長の命を受け、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう隊を統括するとともに、消防隊との連携を密にしなければならない。

- 2 統括管理者(自衛消防隊長)は、本部長が不在の場合は、その任務を代行する。
- 3 自衛消防副隊長は、統括管理者(自衛消防隊長)を補佐し、隊長が不在の場合は、その任務を代行する。
- 4 地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに統括管理者(自衛消防隊長)(本部)への報告、連絡を密にする。

第3節 自衛消防活動等

(本部隊の任務)

第40条 本部隊に置く班は、指揮班、通報連絡班、消火班、避難誘導班、安全防護班、応援救護班とし、各班に班長を置くものとする。

- 2 本部隊の指揮班員は、本部指揮所の設置、避難、消火状況の把握、隊長の指示命令の伝達、必要資材の集結及び資料、情報等を確保するとともに、消防隊に協力するものとする。
- 3 建物・設備等の関係資料の保管場所は、防災センター及び防災保安部とする。
- 4 火災等災害が発生したときは、全体の消防計画に基づき、他の事業所の自衛消防隊員と協力して自衛消防活動を行うものとする。
- 5 本部隊は、当該建物内の全ての場所から火災等の災害が発生したときは、地区隊に対して強力なリーダーシップを取り、あらゆる災害の初動対応および全体の統制を行うものとする。
火災等の災害への初動対応を行うとともに、地区隊が活動している場合においてもこれに協力し、指揮、統制を行い、他の地区隊に対して支援を要請し、活動させることができるものとする。

(通報連絡)

第41条 火災の発見者は、防災センター(若松町側は短縮111番、河田町側は112番)へ場所、状況等を報告するとともに、周辺に火災を知らせるものとする。

- 2 地区隊の通報連絡担当者は、火災の場所、状況等を防災センターに報告するものとする。
- 3 防災センター要員は、自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたときは、直ちに係員を現状に派遣するとともに非常電話等で状況を確認する。
- 4 防災センター要員は、火災を確認後、直ちに消防機関(119番)に通報するとともに、統括管理者(自衛消防隊長)に報告し、放送設備により必要に応じ管内に周知する。
なお、放送文は別記11によるものとする。
- 5 本部隊の通報連絡班員は、次の事項を処理する。
 - (1) 防災センター又は防災保安部に集合し、消防機関への通報の確認、統括管理者(自衛消防隊長)への災害状況報告、火災の状況の変化に伴う非常放送等を行う。
 - (2) 統括管理者(自衛消防隊長)の指示命令の伝達を行う。
 - (3) 外部との連絡を行う。
 - (4) 消防隊が到着したときは、火災の延焼状況、燃焼物件、危険物品の有無、逃げ後れの有無等の

情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

(防災センター等に勤務員が2名以上いる場合)

第42条 防災センター等に勤務員が2名以上いる場合は、次の対応を行うものとする。

- (1) 自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めた時は、1名以上の勤務員を防災センター等に
残し、他の者は消火器、マスターキー、携帯無線機等を持って現場へ急行する。
- (2) 現場へ急行した勤務員は、自動火災報知設備の発信機を押すか又は非常電話等により防災セ
ンター等へ連絡する。
- (3) 実災害である旨の連絡があった場合は、直ちに119番送受話器を使用し、消防機関に通報す
る。
- (4) 防災センター等の要員は、火災の状況によっては、必要により非常放送設備を手動に切替え、
必要な事項を放送する。
- (5) 在館者(外来・入院患者・学生等)の混乱を防ぐため、職員のみわかる暗号文を放送する
場合には、感知器が発報した旨の放送の後に、非常放送設備を手動により起動させてから暗号
文を放送する。
なお、放送文は別記11によるものとする。

(地震時又は警戒宣言が発せられた場合に放送する場合)

第43条 地震時又は警戒宣言が発せられた場合における放送は、非常放送設備を手動により起動させ
てから行う。

なお、放送文は別記11によるものとする。

(自動通報) 有人直接通報を行った場合

第44条 防災センター要員は、自動火災報知設備が作動し、火災通報装置から消防機関へ自動通報さ
れた場合には、消防機関から着信信号を確認するものとする。

2 誤作動により自動通報された場合は、非常停止ボタンを押し、通報を中止すること。

ただし、通報の中止が間に合わなかった場合には、火災通報専用電話機を使用するか又は119番
通報を行い、誤作動であることを連絡するものとする。

(消火活動)

第45条 本部隊の消火班員は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備等を活用して適切な初期
消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

2 地区隊における消火活動は、初期消火に主眼を置き活動する。

なお、自己地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の処置を行うとともに、統括管理者(自衛
消防隊長)等の指示により行動するものとする。

(避難誘導)

第46条 本部隊の避難誘導班員は、火災が発生した場合、地区隊と協力して出火階及びその上階の者
を優先して避難誘導にあたるものとする。

2 エレベーター・エスカレーターによる避難は行わないものとする。

3 屋上への避難は、原則として行わないものとする。

4 避難誘導班員の配置箇所は、非常口、特別避難階段の附室前及び行き止まり通路等とする。

また、忘れ物等のため、再び入る者のないように万全を期するものとする。

5 避難誘導にあたっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して、避難者に避難方向
や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。

6 負傷者及び逃げ遅れ等について情報を得たときは、直ちに本部に連絡する。

- 7 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ後れた者の有無を確認し、本部に報告する。
- 8 地区隊の避難誘導担当は、担当地区の避難者に対し、前各項に従い、誘導にあたるものとする。

(安全防護措置)

第 47 条 安全防護班員は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行うものとする。

(応急救護)

第 48 条 救護所は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置する。

- 2 応急救護班員は、応急手当を行い、救急隊と密接な連絡を取り、速やかに負傷者を外来等に搬送できるように適切な対応をとるものとする。
- 3 応急救護班員は、負傷者の住所、氏名、電話番号、搬送先、負傷程度等必要な事項を記録すること。

(初期救助、初期救護)

第 49 条 応急救護班員は、地震発生時においては前条に定める活動のほか次のことを行うものとする。

- (1) 倒壊建物に挟まれたり、閉じ込められた人の救出にあたっては、状況を本部に知らせるとともに、救出作業及び要救助者の安全を確認しながら作業を行うこと。
- (2) 倒壊現場付近では、消火器や水バケツ等を準備し、不測の事態に備えること。
- (3) 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先すること。
- (4) 危険が伴う救出資機材は、努めて機器の取り扱いに習熟した者が担当すること。
- (5) 救出した人に対しては、救出した時間、場所等を記入した負傷者カードを掲示すること。

(自衛消防隊の装備)

第 50 条 自衛消防隊の装備並びに管理は、次によるものとする。

(1) 装備

ア 隊用装備

(ア) 消火器	……………	6 本
(イ) ポータブル発電機	…	7 台
(ウ) 大型投光機	……………	3 台
(エ) ロープ	……………	6 本
(オ) 携帯無線機	……………	9 台
(カ) 携帯用拡声器	……………	4 個
(キ) ベッド兼担架	……………	6 基

イ 個人用装備

(ア) ヘルメット	……………	30 個
(イ) 警笛	……………	10 個
(ウ) 携帯用照明器具	…	10 個

(2) 装備の保管管理

本部隊の装備は、防災保管庫及び防災センターなどに統括管理者（自衛消防隊長）が、保管、管理する。

(自衛消防隊の活動範囲)

第 51 条 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。

- 2 隣接する防火対象物からの延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、統括管理者（自衛消防隊長）の判断に基づき活動するものとする。
- 3 隣接する建物等に対する応援出場は、周辺町内会等との応援協定の範囲内とする。
- 4 前3の協定は、管理権原者が行うものとする。

（ガス漏えい時の活動）

第52条 都市ガス漏えい事故防止の対策は、別記12による。

第4節 大雨・強風等に係る自衛消防対策

（ハザードマップ等の活用）

第53条 統括防火・防災管理者は、東京都、区市町村が作成・公表する洪水ハザードマップ、浸水予想区域図などの被害予測を定期的に確認し、自己事業所の存する地域の水害に対する危険実態の把握に努める。

（点検と安全措置）

第54条 各点検・検査員及び火元責任者は、大雨又は強風等に伴う災害を予防するため各種施設・設備の自主点検に合わせ次の措置を行う。

- （1）普段使用しない部屋の窓の閉鎖の確認
- （2）建築物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）の、強風による落下を防止すること。
- （3）側溝、排水口の清掃状況の確認
- （4）水防資器材は、定期的に点検・整備を行う。

（自衛消防隊の任務）

第55条 大雨又は強風等に伴う災害発生時（災害の発生が予想される場合を含む。）の自衛消防隊の任務は、火災時の自衛消防隊を活用する。消火班、避難誘導班は、安全防護班として活動する。

（情報の収集及び伝達）

第56条 台風の接近、大雨、洪水、暴風等により被害の発生が予想される場合、統括管理者（自衛消防隊長）は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、気象情報や行政機関からの情報収集を行い、必要に応じ在館者に伝達する。

（資器材の点検整備）

第57条 被害の発生が予想される場合、安全防護班は、資器材の確認、点検等を行い、速やかに使用可能な体制をとる。

（定期巡回の実施）

第58条 通報連絡（情報）班は、定期的に建物内外の巡回を行い、被害状況の把握に努めるとともに、窓や外部に通じる扉の閉鎖を確認し、建物内への浸水や消防用設備の誤作動等の防止を図る。特に、建物外部の冠水状況に注意する。

（地下室等への立入り制限）

第59条 統括管理者（自衛消防隊長）は、地下室への進入及びエレベーターの使用が制限された場合、在館者等へ情報伝達する。

(浸水防止措置の実施)

第 60 条 統括管理者（自衛消防隊長）は地区隊と連携して、浸水防止措置を行う。人員が不足する場合は、必要に応じ、他の地区隊に協力を要請する。

(在館者の避難誘導)

第 61 条 統括管理者（自衛消防隊長）が危険と判断した場合又は行政機関からの避難の指示等があった場合は、避難を実施する。

- 2 避難誘導班は携帯用拡声器、ロープ等を携行し、所定の配置につき、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行う。

第 5 節 大規模テロ等に伴う災害発生時の自衛消防対策

(自衛消防の組織)

第 62 条 大規模テロ等に伴う災害が発生した場合の自衛消防の組織は、火災時の自衛消防組織を活用する。

(自衛消防隊の装備)

第 63 条 統括管理者（自衛消防隊長）は、マスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合、定期的に点検を行う。

(行政機関からの指示)

第 64 条 大規模テロ等に伴う災害においては、行政機関からの指示等に基づき活動することが原則であり、指示等があった場合、統括管理者（自衛消防隊長）は速やかに在館者に伝達する。特に避難場所、避難手段について、確実に伝達する。

<避難準備の時間に余裕がない場合>

(自己防火対象物で発生した場合の対応)

第 65 条 自己防火対象物において、大規模テロ等による災害と疑われる事案が発生した場合は、速やかに屋外に退避し、近隣の堅ろうな建物へ退避する。

- 2 大規模テロ等に伴う災害の兆候の判断基準例は以下のとおりとする。
 - (1) 原因不明の多数の死傷者の発生
 - (2) 不自然な場所での爆発災害
 - (3) 傷病者の発生とともに、不審物（白い粉、透明な液体等）の存在があった場合
 - (4) 傷病者による異常な臭気又は味覚の訴え、若しくは、症状に一定の傾向がある場合

<避難準備の時間に余裕がある場合>

(情報の収集・伝達)

第 66 条 大規模テロ等に係る警報等が発令された場合又は近隣地域で大規模テロ等に伴う災害が発生した場合、統括管理者（自衛消防隊長）は地区隊にその旨を伝達する。

- 2 テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して情報収集を行い、統括管理者（自衛消防隊長）は必要に応じて在館者に伝達する。
- 3 行政機関からの指示があるまでは、屋内への避難が原則となることから、自己の判断で避難しないよう、在館者に屋内にとどまるよう伝達する。

(身体防護措置)

第 67 条 職員等は、行政機関の指示があるまでの間、ガス、空調の停止及び窓の閉鎖等による室内の密閉など事態に応じた安全防護措置を行った後、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。

(外来診療および施設内のテナント営業中止の判断)

第 68 条 管理権原者は、他の地域で大規模テロ等と疑わしい災害が発生した場合は、被害が広範囲であったり、連続して発生するおそれのある大規模テロ等の特性を考慮して、外来診療および施設内のテナント営業の中止についても考慮する。

第 4 章 休日、夜間における防火管理体制

(休日、夜間における予防管理)

第 69 条 警備員等は、定時に巡回する等火災予防上の安全を確認するものとする。

(休日、夜間における自衛消防活動体制)

第 70 条 休日、夜間における自衛消防活動組織は、別表 10 に示すところによる。

2 休日、夜間に発生した災害に対しては、次の措置を行うものとする。

(1) 夜間、休日に火災が発生した場合は、統括管理者（自衛消防隊長）及び病院長が現場に到着するまでは、管理当直者が責任をもって指揮命令にあたるものとする。

(2) 管理日当直者等が火災を発見した場合は、直ちに防災センター（短縮 111 番又は 112 番）に通報後、初期消火活動を行うとともに、入院患者および学生、職員等に火災の発生を知らせ、統括管理者（自衛消防隊長）、統括防火・防災管理者等関係者に別に定める緊急連絡網により急報するものとする。

(3) 管理当直者等や保安課員及び防災センター勤務員は消防隊に対しては、火災発生状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

3 休日、夜間に発生した災害に対しては、在館中の全職員が協力するものとする。

(自動通報) 即時通報を行っている場合

第 71 条 休日、夜間の無人時においては、即時通報を行う。

2 火災発生時の連絡を受けた統括防火・防災管理者等は、現場に駆けつけるものとする。

(緊急連絡先) 東京女子医科大学 総合外来センター 1 階防災センター

TEL (代表) 03 (3353) 8111~2

内線 21199 (短縮 111 番)

(直通) 03 (3353) 1060

第 5 章 地震対策

第 1 節 震災に備えての事前計画（地震災害予防措置）

(ハザードマップ等の活用)

第 72 条 統括防火・防災管理者は、東京都が作成・公表する震災の被害予測や区市町村が作成・公表する防災マップ等を定期的に確認し、自己防火対象物の存する地域の震災時の延焼、建物倒壊等の危険実態の把握に努めるものとする。

(点検と安全措置等)

第73条 各点検・検査員及び火元責任者等は、地震時の災害を予防するために、第2章第1節に基づく各種施設、設備器具の自主点検に合わせ次の措置を行うものとする。

- (1) 建築物に付随する施設物(看板、窓枠、外壁等)の倒壊、転倒、落下を防止すること。
- (2) 倉庫、事務室内、避難通路、出入口等の棚、備品、器具、什器、物品等の転倒、落下を防止すること。
- (3) 火気設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品をおかないこと。
- (4) 火気設備器具等の自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査を行うこと。
- (5) 危険物施設における危険物等の転倒、落下、浸水等による発火防止及び送油管等の緩衝装置の検査を実施すること。

(オフィス家具類等の転倒落下防止措置)

第74条 統括防火・防災管理者は、倉庫、事務室内、診察室内、研究室内、避難通路、出入口等のオフィス家具類の転倒・落下防止に努めるものとする。

- 2 各点検・検査員及び火元責任者等は、第2章第1節に基づく各種施設、設備器具の自主点検に合わせ、別表11のチェックリストを活用して、オフィス家具類等の転倒・落下防止措置が行われていることを確認し、行われていない場合は必要な措置を行うものとする。

(非常用物品等の準備)

第75条 地震に備え、非常用物品等を確保するとともに、定期に点検整備を実施するものとする。
なお、点検は、地震想定訓練実施時に合わせて行うものとする。

(エレベーターの閉じ込め対策)

第76条 統括防火・防災管理者は、エレベーターのメーカー、機種、地震に備えた安全装置の状況を把握しておくとともに、メーカーの発行する緊急時の対応マニュアル等を防災センターその他分かりやすい場所に常置する。

- 2 防災センターに、以下のエレベーター管理会社の連絡先を表示する。

●エレベーター会社区分

エレベーター管理会社	該当施設
・日立ビルシステム 緊急連絡先 03-3350-9535 到着所要時間 20分以内	中央病棟乗用・寝台用 東病棟 本部棟 別館 放射線治療棟 独身寮 心研研究部棟 ハイテクリサーチセンター 膠原病リウマチ痛風センター 渡り廊下
・オーチスエレベーター 緊急連絡先 0120-324-365 到着所要時間 30分以内	西病棟A 西病棟B 糖尿病センター 中央校舎 北校舎 1号館 2号館 中央病棟非常用・配膳用
・三菱ビルテクノサービス 緊急連絡先 03-3341-1194 到着所要時間 30分以内	南病棟
・フジテック 緊急連絡先 0120-700-315 到着所要時間 20分以内	総合外来センター 第1病棟

なお、初期の対応については以下の中央監視室が当たる

- ・ 河田町側 …………… 中央病棟 中央監視室 内線 3 5 0 9 2
- ・ 若松町側 …… 総合外来センター 中央監視室 内線 2 1 0 9 1

(エレベーターの閉じ込め対策)

第 77 条 管理権原者は、職員等に対して、エレベーターメーカーの行う、エレベーターの閉じ込め発生時の救出要領等に関する講習等の受講を促進し、救出能力の向上を図るよう努めるものとする。

(周辺地域の住民等との連携及び協力体制の確立)

第 78 条 周辺町内会と協議し震災時の応援体制について消火活動及び救助、救護活動等に関する協力体制の確立を図るものとする。

第 2 節 震災時の活動計画

(帰宅困難者対策・要援護者対策)

第 79 条 統括防火・防災管理者は、大学から帰宅困難となる外来患者、見舞い客、学生、職員に対する情報の提供、保護支援、交通手段の確保などについて対策を立てておくものとする。

- (1) ラジオ等により正しい情報を入手し、その情報は、館内・構内放送及び掲示板等により周知する。
- (2) 混乱状況及び居住地等を考慮してグループ分けし時差退勤計画を作成する。また、帰宅地図を作成する。
- (3) 帰宅困難な者のための 3 日分の食料、飲料水、その他災害時における必要な物資（備蓄品）を備蓄する。エレベーター停止に備え保管場所を分散する。
- (4) 外来患者、入院患者、学生、職員及び職員の家族等の安否確認方法や連絡手段として、
 - 第 1 優先順位 : NTT 災害用伝言ダイヤル (171 番)
 - 第 2 優先順位 : 携帯電話用災害用伝言板
 - 第 3 優先順位 : ソーシャルネットワーキング・サービス (SNS)等の手段を活用し、安否確認者 (班) に報告する。
- (5) 外来患者、入院患者、学生、職員等の安全を確保するため、適切な避難誘導及びけが人等の保護を行う。
- (6) 公共交通機関が運行停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため職員、学生等在館者が「むやみに移動を開始しないよう」周知する。
管理権原者は、震災時に患者、職員等の安全を確保するため、安全に待機できる場所 (施設内待機場所や帰宅困難者留め置き場所) を確保する。
- (7) 管理権原者は、従業員等に災害時要援護者 (高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等) が含まれた場合を考慮し、次の処置を講じておく。
 - (対象者) (具体的な対策)
 - ・ 高齢者、障がい者 : 車いす、ベット、毛布、筆談用品
 - ・ 妊婦、乳幼児 : 個室、簡易間仕切壁、ミルク、哺乳器、乳幼児用食、スプーン
 - ・ 外国人 : 外国語の案内、ユニバーサルデザインを用いた案内
- (8) 管理権原者は、職員等の徒歩による帰宅経路を把握し、グループ毎の時差退社計画を作成しておく。別記 16 「震災時における時差退社計画表」により、実施する。

(地震発生時の安全措置)

第 80 条 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。

- (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 火気設備器具の直近にいる職員は、電源の遮断、燃料の遮断等を行い、各火元責任者はその状況を確認して総合外来センター 1 階防災センター（短縮 1 1 1 番）へ報告する。
- (3) ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止及び燃料バルブ等の操作と確認を行う。
- (4) 全職員は、周囲の機器、物品等の転倒、落下等の有無と異常があった場合には、総合外来センター 1 階防災センター（短縮 1 1 1 番）に報告するものとする。
- (5) 防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。
- (6) 各設備器具は、安全を確認したあと、使用する。
- (7) 統括防火・防災管理者及び各部門の防火・防災管理者は、被害の状況を防火担当責任者等に報告させ、把握する。
- (8) 防災センター要員は、情報を把握するとともに在館者の安全確保のため、次の内容を放送する。
 - ア エレベーター・エスカレーターの使用の制限
 - イ 落下物からの身体防護の指示
 - ウ 屋外への飛び出しの禁止

(地震時の活動)

第 81 条 地震時の活動は、第 3 章各節によるほか、本部隊の指揮班員及び通報連絡班員は、次のことを行うものとする。

- (1) 地震の被害状況により、電話回線が使用不能な場合は、近くの消防署へ駆けつけ、火災等の発生状況、救出、救護が必要な状況を通報する。
- (2) テレビ、ラジオなどにより、地震情報等の収集に努め、周囲の状況を把握すること。
- (3) 防災センター勤務員は、建物内外の状況を把握し、必要な情報を職員に周知させるとともに、混乱を防止するために建物内にいる者に適切な指示を行うこと。
- (4) 初期救助、初期救護等を行った後、周辺地域の消火活動及び救助活動等を行うものとする。
- (5) 職員は、震災時に家族等との安否を確認し、安否確認者（班）に報告する
- (6) 安否確認者（班）は震災時に事前に定めた安否確認手段に基づき、速やかに従業員の安否確認を実施する。
- (7) 管理権原者は、震災時に館内放送及び拡声器を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを職員に徹底する。
- (8) 管理権原者は、震災時に災害関連情報等の収集し、施設周辺の災害状況を確認するとともに施設の安全点検のためのチェックリストの項目に従い、施設内で待機できるか判断する。
- (9) 管理権原者は、施設内の消防設備等が破損しているものの施設内に待機することを決定した場合は、次の措置を行う。
 - ・ 施設内における火気使用設備等の使用禁止
 - ・ 消火器の増設・設置位置の周知
 - ・ 定期的な巡回監視
- (10) 管理権原者は、災害関連情報及び公共交通機関の運行状況等の情報を収集し、職員等へ提供するため、あらかじめ停電時を考慮した情報収集手段及び提供方法を定めておく。
 - ・ 情報収集手段：ラジオ、携帯電話ワンセグ機能、携帯型端末機器
 - ・ 情報提供手段：掲示板（紙）、拡声器を用いたアナウンス、ラジオ放送の拡声
 - ・ 非常用電源：自家発電設備、蓄電池設備、携帯電話用電池
- (11) 管理権原者は、災害発生状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、職員等が安全に帰宅できるようになった場合は、時差退社計画表に基づき、方面別に集団で帰

宅を実施する。

(初期救助、初期救護)

第 82 条 地震時の救出、救護については、第 3 章によるほか、次の活動を行うものとする。

- (1) 応急救護班は負傷者が発生した場合、応急手当を行うとともに、地震の被害状況により緊急を要する場合は、本院のほか、救護所、他の医療機関に搬送する。
- (2) 建物等の下敷きになっている者等、救出が必要な者を発見した場合は、統括管理者（自衛消防隊長）に報告するとともに、救出可能なときは、周囲のものと協力して救出するものとする。

(エレベーターの閉じ込めの対応等)

第 83 条 統括管理者（自衛消防隊長）は、エレベーターの閉じ込めの有無の確認等以下の活動を行う。

- (1) 速やかにエレベーターの位置を確認するとともに、インターホンにより内部に呼び掛けを行い、閉じ込め者の有無を確認する。
- (2) 閉じ込め者が発生している場合は、速やかにエレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。
- (3) 閉じ込め者に対して、エレベーター管理会社への連絡した旨、その他地震の状況等を適宜連絡し、落ち着かせる。
- (4) 救出活動を行う技術研修の受講修了者は、エレベーター管理会社の到着が著しく遅れるなど緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに、救出活動を行わせる。但し、救出作業には必ず 2 名以上の人数で行い、落下事故などの二次災害に十分に気を付けること。
- (5) 消防隊又はエレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーター停止位置等の情報を伝達し、現場まで誘導する。

2 職員等の対応

- (1) エレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンにより中央監視室に閉じ込められた旨を早急に連絡するとともに、けが人の有無等を伝える。中央監視室は防災センターに連絡するものとする。
- (2) エレベーターの閉じ込めを発見した者は、速やかに統括管理者（自衛消防隊長）に連絡する。
- (3) 統括管理者（自衛消防隊長）は、エレベーターが使用できない場合、又は、一部のエレベーターのみが動いている場合は、在館者に伝達するとともに、各階に指示し、利用の自粛を図る。

(避難)

第 84 条 地震時の避難については、職員等の混乱防止によるほか次によるものとする。

- (1) 外来患者、入院患者、学生、職員等を落ちつかせ、統括管理者（自衛消防隊長）が避難するよう命令するまで、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら柱の周りや、壁際など安全な場所で待機させること。
- (2) 建物の倒壊等の危険がある場合は、速やかに屋外へ誘導、避難させること。
- (3) 避難は、防災関係機関の避難命令又は統括管理者（自衛消防隊長）の命令により行うこと。
- (4) 外来患者、入院患者、学生等を避難場所等に誘導するときは、一次避難場所（中央病棟前バスターミナル・西病棟 B 前タクシー乗降場・総合外来センター南エントランス前・看護学部中庭・第 1 病棟東側駐車場・総合外来センター北側エリア・膠原病リウマチ痛風センター駐車場）及び広域避難場所『戸山公園一帯』『新宿御苑』までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明すること。

なお、建物ごとの一時避難場所の原則的な区分けは、別表 16 及び別図 1 による。

- (5) 避難する際は、可能な限り車両等を使用せず全員徒歩とすること。
- (6) 避難誘導にあたっては拡声器等を活用するとともに、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置すること。

- (7) 避難経路は、道路状況、地域の被害状況等を考慮し選定すること。
- (8) 安全防護担当者は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行うこと。
- (9) 避難する際には、電源の遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行うとともに統括管理者（自衛消防隊長）にその旨を報告すること。

（地震後点検と安全措置等）

第 85 条 地震発生後は、次の安全措置を行うものとする。

- (1) 建物の点検担当者は、施設の点検を行い、亀裂や崩壊等を発見した場合は、速やかに統括管理者（自衛消防隊長）に報告するとともに応急措置を行うものとする。
- (2) 各設備の点検担当者は、地震後速やかに点検を実施し、異常の有無を統括管理者（自衛消防隊長）に報告すること。異常のあった場合は、使用制限を行うものとする。
- (3) 各点検、検査員及び火元責任者等は、地震後速やかに点検を実施し、異常の有無を統括管理者（自衛消防隊長）に報告すること。
点検の結果、使用不能な設備があった場合は、必要により代替え、増強を図るものとする。

第3節 施設再開までの復旧計画

（ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策）

第 86 条 ガス、電気、上下水道、通信等のライフライン関係が途絶した場合の対策として第 50 条に定める非常用物品のほか、自家用発電設備、カセットコンロ、浄水機、携帯無線機、簡易トイレ等を事前に準備又は確保するものとする。

（危険物、ガス、電気に関する二次災害発生防止措置）

第 87 条 震災後の二次災害発生を防止するために、第 16 条、第 17 条及び第 18 条で定める各点検・検査員等は、次の措置を行うものとする。

- (1) 火気使用器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止
- (2) 危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止
- 2 二次的災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておくものとする。

（被害状況の把握）

第 88 条 本部長は、建築物の倒壊、落下物の危険箇所を把握する。

（復旧作業等の実施）

第 89 条 本部長は、復旧又は建物を使用再開しようとする時は、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 復旧作業に係わる工事人に対する教育を徹底するものとする。
- (2) 復旧作業に係わる立入禁止区域を指定するとともに学生、職員等に周知徹底するものとする。
- (3) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化するものとする。
- (4) 復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに学生、職員等に周知徹底させるものとする。

第4節 警戒宣言が発せられた場合の対策

(地震対策のための自衛消防組織)

第90条 警戒宣言が発せられた場合に自衛消防隊は、別表8に定める任務を行うものとする。

(休日、夜間における自衛消防組織)

第91条 別表10に定める体制をとり、別表8の任務を行うものとする。

- 2 管理当直者は、災害対策本部を設置するまで本部長代行として必要な指揮命令にあたるものとする。
- 3 別に定める火災、大規模災害発生時の緊急連絡網(別表16)により必要な要員を招集するものとする。
- 4 警戒宣言の発令を知ったとき、招集要員は自主的に集結するものとする。

(外来診療方針等)

第92条 警戒宣言が発せられた場合は、職員の時差退勤及び残交代勤務要員の確保を図り、在館者の混乱防止のため原則として外来診療を中止するものとする。

- 2 出勤途上又は外出中に警戒宣言の発令を知った場合は、招集要員以外は帰宅し、待機する。
- 3 統括防火・防災管理者は、職員の時差退勤の計画を別表12により作成しておくものとする。

(判定会招集の報告等)

第93条 判定会招集情報の発表を知った職員等は、直ちに防火管理者等に報告する。

- 2 報告を受けた防火管理者等は、テレビ・ラジオを通じて情報確認の上、本計画に基づく必要な措置をとるものとする。

(防火・防災対策委員会の招集)

第94条 本部長は、判定会招集を知ったときは、防火・防災対策委員会を招集し、次の事項を協議し、決定するものとする。

- (1) 判定会招集情報の段階における対応措置
 - ア 判定会招集情報の伝達方法
 - イ 自衛消防隊の任務の確認
 - (2) 警戒宣言が発せられた場合の外来患者、入院患者、学生等の取り扱い
 - (3) 出火防止のための応急措置対策の確認
 - (4) 時差退勤の決定及び残留者の決定
 - (5) その他必要事項
- 2 委員会の構成は、別表1の構成員をもって構成する。

(自衛消防隊員に対する指示等)

第95条 本部長は、各自衛消防隊員等に対し、速やかに防火・防災対策委員会の結果、警戒宣言が発せられた場合の措置、任務分担等必要事項を伝達指示するものとする。

(外来患者、入院患者、学生、職員に対する情報伝達)

第96条 在館者に対し、放送設備により、判定会招集情報について、別記11に定める放送文例をもって伝達するものとする。

(警戒本部の設置)

第 97 条 本部長は、警戒宣言が発せられた場合、警戒本部を防災保安部に設置する。

2 本部の構成員は、前条第 95 条第 2 項と同様とする。

3 警戒本部の任務は、次のとおりとする。

(1) 警戒宣言が発せられた場合の緊急点検及び被害防止措置等の進行管理

(2) 計画に定められた事項のうち、重大な内容の臨時的変更

(3) 計画に定められた事項以外の重要事項の決定

(4) 自衛消防隊員及び職員等に対する指示・命令

4 自衛消防隊の本部隊の各班長及び地区隊長は、応急対策及び時差退社等の進行状況等必要な事項を随時本部に報告する。

5 警戒本部には、本部の位置を示す表示板、各階の平面図、携帯無線機など本部の活動に必要なものを準備する。

(外来患者、入院患者、学生、職員に対する警戒宣言が発せられた場合の伝達等)

第 98 条 警戒本部は、警戒宣言が発せられた場合、外来患者・入院患者・学生・職員に対して、放送設備により、別記 1 1 に定める放送文例をもって伝達する。

2 統括管理者（自衛消防隊長）は、それぞれの避難誘導班に指定されているものを所定の場所に配置する。

(外来患者、入院患者、学生、職員に対する警戒宣言が発せられた場合の伝達)

第 99 条 在館者に対する警戒宣言が発せられた場合の伝達は、避難誘導班の配置完了後、別記 1 1 に定める放送文例により非常放送を行うものとする。

(誘導案内)

第 100 条 避難誘導班は携帯用拡声器、ロープ等を携行し、所定の位置につき、混乱防止を主眼に適切な誘導、案内を行うものとする。

2 混乱を防止するために、避難階に近い階層より順次行うものとする。

(火気使用の中止等)

第 101 条 警戒宣言が発せられた場合は、火気設備器具等の使用を原則として中止し、やむを得ず火気を使用する場合は、統括防火・防災管理者の承認を得て必ず職員に監視させ、直ちに消火できる体制を講じておく。

2 危険物の取り扱いは直ちに中止し、やむを得ず取り扱う場合は、統括防火・防災管理者の承認を得て出火防止等の安全対策を講じたうえで行うものとする。

3 エレベーターは、地震時管制運転装置付きのものを除き、運転を停止する。

(職員の実施する被害防止措置)

第 102 条 警戒宣言が発せられた場合に職員が実施すべき被害を防止する措置は、次によるものとする。

(1) 窓ガラス等の落下、散乱防止

(2) 照明器具等の固定

(3) 事務器機、商品等の転倒、落下防止

(4) 初期消火用水の確保

(5) 非常持ち出し品の準備

(工事及び高所作業の中止)

第 103 条 統括防火・防災管理者は、警戒宣言が発せられた場合は、建築工事及び窓拭きその他の高所作業を行うものに対して、工事資器材の安全措置を施して工事等を中止させるものとする。

(時差退勤等)

第 104 条 各部門の防火・防災管理者は、学生・職員の帰宅について、別表 12 に基づき退勤させるものとする。

2 各部門の防火・防災管理者は、前項の時差退勤の状況を把握し、統括管理者（自衛消防隊長）に報告するものとする。

第 6 章 防災教育及び訓練等

第 1 節 防災教育等

(防災教育の実施時期等)

第 105 条 防災教育の実施時期、実施対象者、実施回数は、下記のとおりとする。

(実 施 者)			防火・防災 管理者	防火・防災 責任者	防火・防災 担当責任者	火元・省エネ 責任者	保 安 課 長	防 災 課 長
(対 象 者)	(実施時期)	(実施回数)						
新入職員	採用時	採用時 1 回	○					
職 員	5 月、11 月	年 2 回	○					○
	朝礼時等	必要の都度		○	○	○		
派遣社員	採用時等	採用時 1 回、 その他必要の都度					○	○
	朝礼時等	必要の都度		○	○	○		
アルバイト・ パート	採用時等	採用時 1 回、 その他必要の都度					○	○
	就業時	必要の都度		○	○	○		
学 生 医 学 部	新入生	入学時 1 回		○ (学務)	○ (学務)			
	在校生 5 月、11 月	年 2 回					○	○
学 生 看護学部	新入生	入学時 1 回		○ (学務)	○ (学務)			
	在校生 5 月、11 月	年 2 回					○	○
備 考	・ ○印は、対象者に対する実施者を示す。							

(自衛消防隊員の育成)

第 106 条 管理権原者は、「自衛消防業務講習修了証」および「自衛消防技術認定証」の資格を有する者の育成を計画的に推進するものとする。

- 2 「自衛消防業務講習修了証」および「自衛消防技術認定証」の資格保有者は、別表 9 のとおりとし、資格保有者が変更した都度、消防機関に連絡するものとする。

(防災センター要員の育成)

第 107 条 管理権原者は、防災センター要員に対し、計画的に「防災センター要員（技術）講習・自衛消防業務講習」を受講させることによりその育成を図るものとする。

- 2 統括防火・防災管理者は、防災センター等において防災設備等の監視、操作に従事することとなった者に対して、「防災センター要員（技術）講習・自衛消防業務講習」を受講させるものとする。
- 3 統括防火・防災管理者は、防災センター要員（技術）の受講状況を常に把握し、防災センター要員に対して講習を受けた日から 5 年以内に防災センター要員（実務）講習を受講させるものとする。
- 4 「防災センター要員（技術）・（実務）講習」を修了した者は、別表 9 に記載するとともに、資格保有者の変更について消防機関に連絡するものとする。
- 5 管理権原者は、防災センター要員の資格を防災センター管理計画に定める資格管理簿において管理するものとする。

(防災センター勤務員の教育)

第 108 条 自衛消防隊の本部隊員となる防災センター勤務員の教育は、統括防火・防災管理者が実施計画表を作成し、防災センター管理計画に定める個人、集合、部分教育を実施し、その都度効果確認を行い記録しておくものとする。

(防火・防災教育の内容)

第 109 条 防火・防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、防火・防災教育の内容は、次によるものとする。

- (1) 消防計画について
- (2) 従業員等が守るべき事項について
- (3) 火災発生時の対応について
- (4) 地震時の対応について
- (5) 防火・防災管理マニュアルの徹底に関すること。
- (6) その他 火災予防上必要な事項

(講演会等)

第 110 条 統括防火・防災管理者および各部門の防火・防災管理者等は、消防機関が行う講演会及び研究会等に参加するとともに学生・職員に対する防火・防災講演会等を随時開催するものとする。

(ポスター、パンフレットの作成及び掲示)

第 111 条 統括防火・防災管理者は、パンフレットその他の資料を作成するとともに、消防機関から配付されるポスターは見やすい場所に掲示し、防火思想の普及を図るものとする。

- 2 統括防火・防災管理者は、警戒宣言発令時にとるべき措置について、放送、掲示物その他により適時に広報を行うものとする。

第2節 訓練

(訓練の実施)

第112条 統括防火・防災管理者は、火災、地震等の災害が発生した場合、自衛消防隊が迅速かつ的確に所定の行動が出来るように自衛消防訓練を実施するものとする。

(訓練の実施時期等)

第113条 統括防火・防災管理者は、次により訓練を行うものとする。

(1) 訓練の実施時期

訓練の種別	実施時期	備 考
消 火 訓 練	4～10月、3月	・各フロアに配置した自衛消防隊員を対象に実施する。 ・総合防災訓練時に実施
通 報 訓 練	上記と同じ	上記と同じ
避 難 訓 練	上記と同じ	上記と同じ
総 合 訓 練	10月	
その他の訓練	10月	・応急救護、安全防護、地震想定訓練を実施する。

(2) 前項の訓練の実施時期に合わせ、警戒宣言が発せられた場合を想定した部分訓練は、年2回以上、総合訓練を年1回以上実施するものとする。

(3) 統括防火・防災管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせるものとする。

(4) 訓練の参加者

ア 自衛消防隊員

イ 正職員・嘱託・パート・アルバイト・派遣の中から半数以上の者

(この場合、全職員が参加できるように、ローテーションを組んで、参加させるものとする。)

(自衛消防訓練の通知)

第114条 統括防火・防災管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」等により所轄消防署へ通報するものとし、実施日時、訓練内容等について自衛消防隊員に周知徹底するものとする。

(訓練の内容)

第115条 訓練は、次の内容を実施するものとする。

(1) 消火訓練

別記1「消火訓練の実施要領」により実施する。

(2) 通報訓練

- 別記2「通報訓練の実施要領」により実施する。
- (3) 避難訓練
 - 別記3「避難訓練の実施要領」により実施する。
- (4) 安全防護訓練
 - 別記4「安全防護訓練実施要領」により実施する。
- (5) 応急救護訓練
 - 別記5「応急救護訓練の実施要領」により実施する。
- (6) 地震想定訓練
 - 別記6「地震想定訓練の実施要領」により実施する。
- (7) 大雨強風等に伴う災害訓練
 - 別記7「大雨強風等に伴う災害訓練の実施要領」により実施する。
- (8) 大規模テロ等に伴う災害訓練
 - 別記8「大規模テロ等に伴う災害訓練の実施要領」により実施する。
- (9) 総合防災訓練
 - 別記9「総合防災訓練の実施要領」により実施する。
- (10) 別記10「検証訓練の実施要領」により実施する。
- (11) その他の訓練
 - 次により実施する。
 - ア 建物平面図、配置図、設備図等を使用し、災害を想定した図上の研究、討議
 - イ 消防計画に定められた自衛消防隊の編成及び任務の確認
 - ウ 個々の自衛消防隊員がその任務を遂行するために必要な基本的な諸動作、規則の訓練
 - エ 自衛消防活動に供する設備機器の個々の取り扱い、習熟

(訓練時の安全対策)

第116条 訓練指導者を防災課長及び保安課長、安全管理を担当するものを病院事務部とし、訓練指導者は、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施するものとする。

- (1) 訓練実施前
 - ア 訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検を実施するものとする。
 - イ 事前に自衛消防隊員の服装や履物及び健康状態を的確に把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示または参加させない等の措置を講じるものとする。
- (2) 訓練実施中
 - ア 安全管理を担当する者は、訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者は安全管理上必要な箇所に、各操作及び動作の安全を確認するものとする。
 - イ 訓練中において、使用資機材及び訓練施設に異常を認めた場合は、直ちに訓練を停止して、是正措置等を講じるものとする。
- (3) 訓練終了後
 - 訓練終了後の資機材収納時についても、手袋、保安帽を着装させるなど十分に安全を確保させるものとする。

(訓練実施結果の検討)

第117条 統括防火・防災管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに訓練実施結果について検討会を開催するとともに、別表13「自衛消防訓練実施結果表」に記録し以後の訓練に反映させるものとする。

なお、検討会には、原則として訓練に参加した者全員が出席するものとする。

附 則

この消防計画は、平成16年12月22日から施行する。

この消防計画は、平成17年11月11日から一部変更する。

この消防計画は、平成19年6月1日から一部変更する。

この消防計画は、平成20年11月10日から一部変更する。

この消防計画は、平成22年5月1日から一部変更する。

この消防計画は、平成25年4月1日から一部変更する。